

第 199 回定例研究会

8 月 21 日 (木)

於: 国労会館および Zoom

「年収の壁」から考える税と社会保障の関係

報告: 中澤 秀一 氏 (静岡労研所長)

はじめに—注目される「年収の壁」

近年の最低賃金の上昇に伴って、注目されるようになったのが「年収の壁」である。これは、非正規雇用の主婦などで所得が一定水準を超えると扶養対象外となり、税や社会保険料の負担が生じることによって、かえって本人や世帯全体の手取りが減少すること＝手取りの逆転現象に由来する。

1. 就労調整の起点となっている「年収の壁」

(1) 税制上の壁

年収が 103 万円を超えると所得税の課税が発生し、加えて扶養する者の所得税の優遇策がなくなる。150 万円を超えると配偶者の税制上の優遇措置が通減していく。このために被扶養者が自らの収入をこれらの枠内に調整する傾向がみられる。

(2) 社会保険適用の壁

「106 万円の壁」および「130 万円の壁」を超えると、被扶養者の認定を受けられず自らが被保険者となって、保険料を納める義務が生じることになる。

(3) 「年収の壁」の実際に存在するのか

「130 万円の壁」については、手取りの逆転現象が起こるため、そのラインを意識した就労調整が一定数で行われていることに納得ができる。しかし、「103 万円の壁」については、配偶者特別控除があるために手取り額が減るという逆転現象は起こらない。では、なぜ壁が存在するのだろうか。理由のひとつに考えられるのは、収入の少ない妻の就労を調整し、夫の税金に影響する控除を多く取ろうとすることが考えられる。もうひとつの理由は、企業が配偶者に支給される扶養手当の支給要件に連動しているためである。配偶者に扶養手当を支給している民間企業は 71.8%で、そのうち 9 割近くが配偶者の所得金額による制限を設けている。多くの企業で 103 万円や 130 万円を扶養手当支給の所得制限金額として設定している。

2. 温存されてきた世帯単位のシステム

現在、「年収の壁」に関連した議論が盛んに交わされているのは、世帯単位で設計されている

社会システム(税制・社会保障制度・賃金雇用システム)のさまざまな矛盾が露呈しているからである。一人ひとりが自立して生きられるようにするためには、個人単位化、つまり「年収の壁」の縮小・廃止がめざされるべきである。

3. 最低生計費調査から考える課税最低限

全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障できるように、最低生活費には課税してはならない。

これまでに全国 30 以上の都道府県で実施されてきている最低生計費調査による消費支出額は、平均 19 万円である。このうち食費、住宅費、水道・光熱費、交通費、保健医療費などの基礎的消費支出は 12 万 5 千円程度になる。この 12 万 5 千円を課税最低限の基準額と設定する。

最低生計費調査の結果にもとづいて得られた適正な課税最低限額(所得税)は 150 万円で、うち基礎控除額は 95 万円である。現行の基礎控除額 48 万円のおよそ 2 倍である。

4. 賃金依存と家族依存を乗り越える

生協労連では、2015 年に「一人ひとりが自立して生きられる社会システムをめざそう～年収 270 万円でも幸せに暮らせる社会の実現」提言をとりまとめた。この提言は、最低賃金 1,500 円で年間 1,800 時間働くと年収 270 万円になり、この最低規制のもとで得られる年収＝270 万円と社会保障との組み合わせによって、誰でもふつうに暮らせることをめざすことにある。これまでの賃金だけに極端に依存していた社会から、欧州のように賃金と社会保障のセットとなりたつ社会へ、家族単位から個人単位のシステムにし、人権が尊重される社会をめざそうというものである。

おわりに

社会保障のはたらきの一つに所得再分配があるが、所得の分け直しにより格差を是正し、貧困を解消することを意味する。税制や社会保障制度ほど、われわれの生活に密接している社会制度はない。だからこそ、制度を正しく理解し、われわれが望むような制度であるように維持・改善するための不断の運動が必要である。

*連絡先: 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 301 号 (静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>